

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、自動車を運行する場合における乗降時の所在確認等を義務付けるほか、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

(1) 安全計画の策定

児童福祉施設における児童の安全の確保のための計画の策定等を義務付けるもの。

(2) 児童の所在確認、安全装置装備の義務化

- ・児童の施設外の活動等のために自動車を運行する場合、乗降時の児童の所在確認を義務付けるもの。
- ・保育所における送迎を目的とした自動車においては、児童の見落としを防止する装置の装備等を義務付けるもの。

(3) 他の社会福祉施設を併設する場合の設備及び職員の基準

他の社会福祉施設を併設する場合、保育所特有の設備及び専従の人員については、その保育に支障がない限り共用・兼務できることとするもの。

(4) 業務継続計画策定等の努力義務化

感染症や非常災害発生時における業務継続計画の策定等に努めなければならないことを規定するもの。

(5) 感染症等の予防等のための研修実施の努力義務化

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修等の定期的な実施に努めなければならないことを規定するもの。

(6) 職員の配置に当たっての特例

保育所における看護師等の配置の特例について規定するもの。

(7) その他所要の規定の整備

3 施行期日

令和5年4月1日

ただし、2(1)については、保育所を除き、令和6年3月31日までの間、努力義務とし、2(2)については、令和6年3月31日までの間、ブザー等の装備が困難な場合は、車内の児童の所在の見落としを防止する代替的な措置を講じることとして差し支えないこととする。